

# きゅうゆうせいほごほうひがい かん でんわそうだん 旧優生保護法被害に関する電話相談

きゅうゆうせいほごほう のぞ ふにんしゅじゅつ じんこうにんしんちゅうぜつしゅじゅつ  
旧優生保護法のもと、望まない不妊手術や人工妊娠中絶手術を  
う かた かぞく ゆうじん かた  
受けた方・そのご家族、ご友人の方  
べんごし はなし うかが  
弁護士がお話を伺います。

へいせい ねん がつ にち きん じ じ  
平成30年3月30日(金) 10時～16時  
でん わ  
電話：047-436-8390

- ※ お電話の際に「旧優生保護法の相談です」とお伝えください。
- ※ ファックスでのご相談もお受けします(047-436-8391)。  
ファックスにはお名前、回答先ファックス番号を明記してください。

きゅうゆうせいほごほう ぼたいほごほう ぜんしん ほうりつ  
旧優生保護法とは、母体保護法の前身にあたる法律です。  
ゆうせいじょう けんち ふりょう しそん しゅっしょう ぼうし もくてき  
「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的として、  
いでんせい せいしんしっかん ゆう にんてい かたどう たい きょうせいふにんしゅじゅつ  
遺伝性の精神疾患を有する(と認定された)方等に対し、強制不妊手術が  
おこな じじつ あき  
行われていた事実が明らかとなりました。  
くに たい しゃざい ほしょう もと みやぎけん きゅうゆうせいほごほう  
国に対する謝罪と補償を求め、宮城県では、旧優生保護法のもと  
きょうせいふにんしゅじゅつ う ひがいしゃ かた げんこく こっかばいしょうせいきゅう  
強制不妊手術を受けさせられた被害者の方を原告とする、国家賠償請求  
が起こされています。このような動きをきっかけに、これまで被害を訴える  
お ひがい うった  
ことのできなかった方々の声を聞くため、千葉でも電話相談を実施します。  
かたがた こえ き ちば でんわそうだん じっし  
どなたでもご相談ください。

お問い合わせ：旧優生保護法被害 千葉弁護士相談窓口  
(ご連絡は上記までお願いいたします。)